

科目名	債権各論	科目分類	■専門科目群（第1グループ） □総合科目群（第2グループ）	
			法律学科	□必修 ■選択
			国際観光学科	□必修 ■選択
英文表記	Civil Law (Particular Claims and Obligations)	開講年次	□1年 ■2年 □3年 □4年	
ふりがな	たかはし ゆうすけ	開講期間	□前期 □後期 ■通年 □集中	
担当者名	高橋 佑輔	修得単位	4 単位	
授業のテーマ	人に対する権利（債権）の発生原因とその内容を学ぶ			
到達目標	債権各論の内容を理解し、適切に説明することができる			
授業概要	債権各論では、「人」に対する権利である債権の発生原因や法的性質等を取り扱います。個別の債権発生原因として民法上定められている契約・事務管理・不当利得・不法行為等について紹介し、それぞれの債権ごとの性質について、制度趣旨や実務上の問題点を踏まえて解説します。			
授業計画				
第1回	ガイダンス	第17回	雇用契約	
第2回	債権の発生原因、契約の成立	第18回	請負契約	
第3回	契約の意義と分類	第19回	委任契約	
第4回	契約成立における諸問題	第20回	寄託、組合、終身定期金、和解	
第5回	契約の効力① 同時履行の抗弁	第21回	非典型契約	
第6回	契約の効力② 危険負担	第22回	事務管理	
第7回	契約の効力③ 第三者のためにする契約	第23回	不当利得① 成立要件等	
第8回	契約の解除	第24回	不当利得② 特殊な不当利得	
第9回	債権発生原因としての契約の意義	第25回	一般不法行為① 成立要件等	
第10回	契約各論の概要	第26回	一般不法行為② 不法行為の効果等	
第11回	贈与契約	第27回	特殊の不法行為① 民法上の特則	
第12回	売買契約① 総論	第28回	特殊の不法行為② 特別法上の特則	
第13回	売買契約② 担保責任等	第29回	不法行為のまとめ	
第14回	貸借型契約① 賃貸借	第30回	債権総論との関係等	
第15回	貸借型契約② 消費貸借 使用貸借	第31回	全体のまとめ	
第16回	中間試験	第32回	期末試験	
授業時間外の学習	<ul style="list-style-type: none"> 直前回の講義でふれた内容について、教科書の該当部分を読んで復習すること。 教科書に記載されている判例については可能な限り内容を確認する。 			
履修条件 受講のルール	民法入門で学ぶ範囲の知識は修得済みであることを前提に講義を進めます。各回の配布資料は、事前の連絡なしで欠席した学生には配布しませんので、学生間でコピーする等してください。			
テキスト	藤岡康宏 他『民法Ⅳ－債権各論[第4版]』（有斐閣Sシリーズ）			
参考文献・資料	適宜指示します。六法必携			
成績評価の方法	試験結果（中間50%、期末50%）に平常点（出席状況）を加味して最終評価します。出席回数が規定に満たない場合及び授業料等を納めていない場合は試験を受けることができません。			
オフィスアワー	月曜日13:00～14:30・木曜日13:00～14:30			
成績評価の基準	平成28年度以降入学した学生：秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（50点以下） 平成27年度以前に入学した学生：優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（50点以下）			

学生への
メッセージ

債権各論では、社会内の企業間取引や私的な取引等で頻繁に問題となる金銭請求等に関連する法分野を取り扱います。民法の中でも特に社会生活に関わりの深い分野ですので、積極的に学んでください。